



カーボンニュートラル社会構築に向けた ESGリース促進事業

令和8年度公募説明会（優良取組認定制度）

令和8年4月24日

環境省 環境経済課 環境金融推進室



「優良取組認定事業者」の公表について ～令和8年度カーボンニュートラル社会構築に向けたESGリース促進事業～

R5年度
開始の制度

本制度の狙い・目的

- リース事業者の顕著な実績や取組を評価し、本制度を通じてリース事業者の脱炭素を始めとするESGの取組を経営戦略に組み入れるなど、自社の強みを活かした実効的な取組を促進します。例えば、リース先はもとより、当該企業が属するバリューチェーン全体の脱炭素化を面的にサポートするなど好事例を共有することでリース業界全体のESGの取組を推進することを目的とします。

実施内容

- 優良取組認定事業者として認定
- 認証ロゴマークの付与
- 優良取組認定証の交付

※複数年受賞者に対し、金銀色の認証ロゴマークを付与。
2年連続受賞者には銀色、3年以上の連続受賞者には金色を基調とするロゴマークを付与予定



評価基準

◆ ESGリース促進の取組内容が顕著であること

- ・ 新たなマーケット創出など追加性のある取組。
- ・ ESG・SDGsに係る先進的なリース商品の開発・推進を通じたESGリースの普及を実施しリース先企業等の脱炭素化等の行動変容が明確である取組。
- ・ リース先企業等が所属するバリューチェーン全体を支援する面的な取組のうち指定リース事業者が主体的に関わった取組。
- ・ リース先企業等が所属する経済団体などのネットワークにおいて指定リース事業者が主体的に関わった取組。
- ・ 自治体事業に積極的に関与した事がみとめらる取組。
- ・ 上記以外の取組にて、その内容が顕著であると認められる場合。など

※令和7年度に引き続き、上記評価基準に該当する申請内容に対して「先進性」「波及性」「実績」「主体性」「行動変容」に着目することに加え、GHG排出削減目標、サステナブルファイナンス目標についても評価し選定。

※令和7年度優良取組認定事業者※

(五十音順)

- ・池田泉州リース株式会社
 - ・オリックス株式会社
 - ・共友リース株式会社
 - ・ぐんぎんリース株式会社 (3年連続)
 - ・十六リース株式会社 (2年連続)
 - ・第四北越リース株式会社
 - ・東京センチュリー株式会社 (3年連続)
 - ・東邦リース株式会社 (2年連続)
 - ・ひめぎんリース株式会社
 - ・三井住友ファイナンス&リース株式会社 (3年連続)
 - ・三菱HCキャピタル株式会社 (3年連続)
- 令和6年度は10社を認定

(1) 応募方法

応募に必要な書類及び応募様式ファイルを、公募期間内にデジタル庁が運営する補助金の電子申請システムjGrants で一般社団法人環境金融支援機構に提出してください。

提出物は、ファイル件名を「令和8年度優良取組認定事業者応募書類」と明記し、合わせて「リース事業者名」を記載してください。

(例：●●株式会社_令和8年度優良取組認定事業者応募書類)

(2) 公募期間

令和8年4月21日(火) から令和8年5月15日(金) 17時必着

(3) 評価基準

応募者より提出された応募書類について、書面審査及び審査委員会による審査を行います。指定リース事業者の基準に適合しており、かつ、後述の形式的基準に適合する応募書類に記載の取組について、組織評価基準および取組評価基準に掲げる評価基準に基づき厳正に審査を行い、優良取組認定事業者として認定します。

2. 優良取組認定の採択

- (1) 令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ESG リース促進事業）に係る指定リース事業者の公募に申請した者であって、暴力団排除に関する誓約事項（別添1）に誓約することができる者から採択します。
- (2) 以下の要件をいずれも満たす指定リース事業者を審査対象とします。
 - ① 令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ESG リース促進事業）において、本補助金の活用実績があった指定リース事業者。
 - ② 令和7年度 ESG リース促進事業において、指定リース事業者として ESG リース補助率上乗せ（+1%）を満たしている事業者。
 - ③ 本公募において、優良取組認定事業者と認定された場合、応募申請書（様式3-3）にて申請した取組内容を、環境省が優良取組事例として公表することに同意する指定リース事業者。
 - ④ 優良取組認定を通じて、地域環境課題の改善と持続的な経済成長の同時実現をするために、応募申請書（様式3-3）での取組内容を自ら主体となって実施する意思があること。

「優良取組認定事業者」の評価基準について 形式的基準/組織評価基準 (1/3)

3. 優良取組認定における評価基準

優良取組認定事業者の認定における評価基準は、以下のとおりとし、総合的に評価するものとします。

(1) 形式的基準 (共通)

- 必要な内容が記載されていること。
- 必要書類が添付されていること。

★優良取組認定制度の公募要領

4. 応募方法 (3) 応募に必要な書類 (各1部) 参照

(2) 組織評価基準 (詳細は別添2参照)

- 温室効果ガスの排出削減目標の設定がなされていること。
- サステナブルファイナンスに関する目標設定がなされていること。

(別添2)

優良取組認定事業者の認定における組織評価基準

評価項目	評価基準
温室効果ガスの排出削減目標の設定	① 2050年カーボンニュートラル達成又はそれ以前の年限における削減目標など、温室効果ガスの排出削減目標を設定・公表している。 ^(注1) ② Scope 1 + Scope 2 に留まらず、Scope 3 の削減目標を設定・公表している。
サステナブルファイナンスに関する目標設定	① サステナブルファイナンスに関する適切な中期目標、長期目標を設定・公表している。 ^(注1) ② サステナブルファイナンスに関する目標の内、サーキュラーエコノミー ^(注3) 又はネイチャーポジティブ ^(注4) を通じた脱炭素社会の実現に係る計画を設定・公表している。

【温室効果ガスの排出削減目標の設定】

【確認事項 I】当社は地域金融機関系のリース会社^(注1)に該当し、下記【温室効果ガスの排出削減目標の設定】項目②の代替として、項目③に回答する。

はい	いいえ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注1)：銀行法に規定する銀行、信用金庫法に規定する信用金庫又は中小企業等協同組合法若しくは協同組合による金融事業に関する法律に規定する信用組合の地域金融機関等（都市銀行を除く）の関連会社及び子会社等。

①2050年のカーボンニュートラル達成又はそれ以前の年限における削減目標など、温室効果ガスの排出削減目標^(注2)を設定していますか。

(注2) 目標は原則として公表しているものとし、当該目標が掲載されているウェブページのURLを記載又は該当資料を添付すること。

②Scope1 + Scope2に留まらず、Scope3の削減目標^(注3)を設定・公表している。（上記、【確認事項 I】に「はい」とチェックした地域金融機関系のリース会社は回答不要）

(注3) 目標は原則として公表しているものとし、当該目標が掲載されているウェブページのURLを記載又は該当資料を添付すること。

上記、【確認事項 I】に「はい」とチェックしたリース会社にお訊きします。

③グループ会社等としての目標設定に留まらず、自社単独での目標設定を行い、当該目標およびその進捗状況^(注4)について公表している。

(注4) 目標や進捗状況は原則として公表しているものとし、当該目標が掲載されているウェブページのURLを記載又は該当資料を添付すること。

【サステナブルファイナンスに関する目標設定】

【確認事項Ⅱ】当社は地域金融機関系のリース会社^(注1)に該当し、下記【サステナブルファイナンスに関する目標設定】項目②の代替として、項目③に回答する。

はい	いいえ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

①サステナブルファイナンスに関する中長期目標^(注5)を記載してください。

(注5) 目標は原則として公表しているものとし、当該目標が掲載されているウェブページのURLを記載又は該当資料を添付すること。

②サステナブルファイナンスに関する目標の内、サーキュラーエコノミー又はネイチャーポジティブを通じた脱炭素社会の実現に係る計画を設定・公表^(注6)している。(上記、【確認事項Ⅱ】に「はい」とチェックした地域金融機関系のリース会社は回答不要)

(注6) 目標は原則として公表しているものとし、当該目標が掲載されているウェブページのURLを記載又は該当資料を添付すること。

上記、【確認事項Ⅱ】に「はい」とチェックしたリース会社にお訊きします。

③グループ会社等としての目標設定に留まらず、自社単独での目標設定を行い、当該目標およびその進捗状況^(注7)について公表している。

(注7) 目標や進捗状況は原則として公表しているものとし、当該目標が掲載されているウェブページのURLを記載又は該当資料を添付すること。

「優良取組認定事業者」の評価基準について 取組評価基準（1/2）

優良取組認定事業者の認定における取組評価基準

評価基準	評価基準の詳細（主な事例）
<p>① 【先進性】 新たなマーケット創出など追加性があり、他の地域において応用が利くモデル性のある取組。</p> <p>② 【波及性】 リース先企業等が所属するバリューチェーン全体を支援する面的な取組。</p> <p>③ 【ESG リースの実績】 ESG リースの実績に結びついている取組又は ESG リースの実践に結びつく具体的な計画が進んでいる取組。</p> <p>④ 【主体性】 指定リース事業者が主体となり、同事業者又はリース先の親会社等のステークホルダーとの連携を図った取組。</p> <p>⑤ 【行動変容】 中小企業者等が脱炭素の要素を経営に取り入れる契機となる取組又は既に脱炭素の要素を経営に取り入れている中小企業者等の更なる実施につながる取組。</p> <p>⑥ 【その他加点要件】 上記以外の取組において、ESG リース促進事業への貢献度が顕著であると認められる取組。</p>	<p>① 【先進性】 リース手法により、気候変動のほか、サーキュラーエコノミーやネイチャーポジティブの要素を組み入れ、脱炭素社会の実現に向けた新たなビジネスモデルを展開した場合など。</p> <p>② 【波及性】 ESG リース導入において、リース先企業等が所属するバリューチェーン全体に脱炭素機器の導入を促す面的な影響を与えたと認められる場合や、リース先企業等が所属する商工会議所をはじめとした経済団体のネットワークにおいて、本業のバリューチェーン以外に ESG リースの促進が図られたと認められる場合など。</p> <p>③ 【ESG リースの実績】 令和8年度における優良取組認定の公募に係る申請をした取組を契機として、ESG リース促進事業の支援実績件数が増加した場合や、今後の取組の拡大により、当該実績件数の増加が見込まれる場合など。</p> <p>④ 【主体性】 ゼロカーボンシティ、地域循環共生圏、環境に配慮したまちづくりなど、指定リース事業者が ESG に関連した自治体事業に積極的に関与した場合や、同事業者又はリース先企業等の親会社等と指定リース事業者が主体となり連携した場合など。</p> <p>⑤ 【行動変容】 中小事業者等との対話を通じて、CO2 排出量把握や削減目標計画の策定などの実施に結びついた場合や、指定リース事業者単独又は親会社等と連携し、リース先企業等の排出量削減に資するエンゲージメント戦略の策定やソリューションの提供を行い、リース先企業等の行動変容につながった事が明確であると認められる場合など。</p>

「優良取組認定事業者」の公募要領様式について 取組評価基準（2/2）

					【様式3-3】
令和 年 月 日					
取組内容の詳細					
①本事例の取組目的など			⑤本事例の【ESGリースの実績】について		
○どのような地域や社会課題を認識し取組に至ったのか、その背景や経緯など ○貴社営業地域における環境・社会・経済に対しどのようなポジティブインパクトを発現・増大を狙っているかなど			○ESGリースの実績に結びついている取組又はESGリースの実践に結びつく具体的な計画が進んでいる取組など		
②本事例の取組内容・体制・活動状況など			⑥本事例の【主体性】について		
○取組内容がわかるスキーム図、体制図があれば添付願います（パンフレット等の活用も可）			○指定リース事業者が主体となり、同事業者又はリース先の親会社等やステークホルダーとの連携を図った取組など		
③本事例の【先進性】について			⑦本事例の【行動変容】について		
○新たなマーケット創出など追加性があり、他の地域において応用が利くモデル性のある取組など			○中小企業者等が脱炭素の要素を経営に取り入れる契機となる取組又は既に脱炭素の要素を経営に取り入れている中小企業者等の更なる実施につながる取組など		
④本事例の【波及性】について			⑧本事例の【その他】について		
○リース先企業等が所属するバリューチェーン全体を支援する面的な取組など			○ESGリース促進事業への貢献度が顕著であると認められる取組など		